

世界遺産

「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」

包括的保存管理計画

令和5年3月

目次

第1章 計画の目的と経緯-----	1
第1節 計画策定の目的-----	1
第2節 計画策定の経緯-----	2
第3節 計画の構成-----	5
第4節 各種法令との関係-----	6
第5節 計画の実施と見直し-----	7
第2章 構成資産の概要-----	8
第1節 顕著な普遍的価値の言明-----	8
第2節 構成資産-----	11
第3節 構成資産の概要-----	35
第3章 世界遺産登録後の資産及び周辺環境の変化と現状-----	96
第1節 資産の現状-----	96
第2節 取り巻く環境の現状-----	98
第3節 OUV への理解と来訪者対応-----	109
第4章 保存管理の理念と基本方針-----	112
第1節 「古都京都の文化財」の包括的保存管理の理念-----	112
第2節 基本方針-----	113
第5章 資産の保存と継承-----	114
第1節 基本方針-----	114
第2節 文化財保護法に基づく保存と継承-----	116
第3節 防災・防犯-----	130
第4節 所有者を中心とした保存管理-----	133
第6章 取り巻く環境の保全-----	135
第1節 緩衝地帯保全の目的-----	135
第2節 都市計画・景観行政の基本的体系-----	138
第3節 緩衝地帯保全の方法-----	142
第4節 古都京都の歴史的都市としての保全-----	186
第7章 OUV の発信と来訪者対応-----	193
第1節 OUV の発信-----	193
第2節 来訪者対応-----	196
第8章 モニタリング及び遺産影響評価-----	202
第1節 遺産への影響を把握するための継続的な記録作成-----	202
第2節 遺産影響評価-----	206
第9章 包括的保存管理の体制と取組の充実-----	212
第1節 保存管理の体制-----	212
第2節 保存管理の取組の充実-----	218

卷末資料

京都市の歴史的資産周辺の景観情報の例（賀茂別雷神社） ----- 資-1

凡 例

1. 本書で用いる用語の定義

周辺環境、周辺を取り巻く環境

緩衝地帯を包摂して広く資産を取り巻く環境。または緩衝地帯のさらに外側の環境。

属性

「世界遺産条約履行のための作業指針」(2021) 第99、100、104段落で用いられている「attribute」を指す。顕著な普遍的価値を構成している有形又は無形のもの。

保存

細部に至る現状保存を理念とした厳密な保護措置。

保全

ある程度の変化も認めながら総体的な価値の保護を目指す措置。

歴史的環境

世界遺産構成資産をはじめ、地域の有形・無形の文化遺産との相関関係のもとで生み出された有形・無形の地域特性。

2. 本書で用いる略称

OUV

Outstanding Universal Value (顕著な普遍的価値)

「古都京都の文化財」または「古都京都」

「古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市)」

作業指針

The Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention
(世界遺産条約履行のための作業指針)

世界遺産条約

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

古都保存法

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

歴史まちづくり法

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

宇治市まちづくり・景観条例

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例

京都市中高層条例

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例

京都市まちづくり条例

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例

3. 本書の記載内容について

本書の記述は、特に断りのない限り 2022 年 3 月時点の情報に基づいている。

第1章 計画の目的と経緯

第1節 計画策定の目的

1994年に世界遺産一覧表に記載された「古都京都の文化財」は、13の寺院、3つの神社、1つの城から成る構成資産が、2つの府県、3つの市に跨って立地している。記載後30年近く概ね良好に保全されてきたが、その間も保全に資する施策は強化され、資産や緩衝地帯を超えた都市全体の開発コントロールが、様々な新しい制度と多様な関係者によって重層的に行われてきている。

このような変化を踏まえ、今後も OUV を確実に保存するために必要な事項を確認し、現有の様々な制度がどのように保存に寄与しているのかを位置づけ、関係者間の共通認識とすることが本計画の目的である。

第2節 計画策定の経緯

我が国が1992年に世界遺産条約を批准した翌年、「古都京都の文化財」は世界遺産に推薦され、1994年12月の第18回世界遺産委員会（タイ・プーケット）において、国内で5番目、世界で688番目の世界遺産として一覧表に記載された。

推薦当時最大の課題となったのは、部材の更新を宿命とする木造建築の真正性であって、推薦文においてもそのために多くの紙幅が費やされた。一方で、当時はOUVの言明は求められず、保存管理計画の策定も義務付けられてはいなかった。

その後30年近くが経過する中、2005年版の「世界遺産条約履行のための作業指針」（Operatioal Guidelines）において、推薦資産は保存管理計画を具備すべきことが初めて明確に謳われたが（第108段落）、登録済みの遺産にまで遡って適用するものではなかった。

2005年版作業指針ではまた、遺産の登録時に「顕著な普遍的価値の言明」（Statement of OUV=SOUV）が必要になった（第51・154段落）。さらに、2010年の第34回世界遺産委員会（ブラジル・ブラジリア）において、顕著な普遍的価値の言明が登録時の決議に盛り込まれていない資産（1978年～2006年に登録された資産）について、「顕著な普遍的価値の遡及的言明（Retrospective SOUV=rSOUV）」を作成することが決議された。これを受けて「古都京都」もrSOUVを提出し、2013年の第37回世界遺産委員会（カンボジア・プノンペン）で採択された。

一方の包括的保存管理計画については、2004年の「紀伊山地の霊場と参詣道」登録時に、自然と文化の両方の側面を持つこの遺産について、さらなる詳細な管理計画を策定するよう附帯勧告が決議されたことが大きい。これを受けて文化庁は、以後多様な構成資産から成る遺産の推薦には包括的保存管理計画を備えることが必要と判断し、翌年からの推薦遺産に義務付けるとともに、2008年3月には「世界遺産の登録推薦に向けた包括的保存管理計画の策定について（中間報告）概要版」を公にした。

京都の側でも30年間の変化があった。資産範囲の保護については問題となるような変化はなかったものの、バブル経済の崩壊後、市街中心部の衰退と地価下落による再開発が進み、大型集合住宅などの計画が目立つようになった。自治体としては、世界遺産の周辺環境保全のため、これを適切にコントロールする必要が生じ、2004年に施行された景観法などを背景に、景観行政の大幅な見直しを進めた。そのような見直しの中で、市域を色分けすることで「面」として進めてきた景観規制が、世界遺産をはじめとした特徴的な「点」を核として、地域の特性にふさわしい景観誘導を考えるようにもなった。これにより世

界遺産「古都京都の文化財」の周辺環境の保全手法は、飛躍的な進化を遂げたと言えよう。

中でも 2007 年に京都市で施行された「新景観政策」は、世界遺産管理における共有すべきベストプラクティスの事例として、「世界遺産条約採択 40 周年記念最終会合」（京都）に提出されている。

このように、保護の網が強化されてきたにもかかわらず、これまで「古都京都」の保全手法を明示したものは 30 年近く前に策定した推薦書しかなかったため、現代都市と共存する世界遺産として、外部からは、開発圧のコントロールが適切になされているのかという疑問が投げ掛けられることもあった。

そこでこの度、「古都京都の文化財」の 17 の構成資産が所在する自治体である京都府・滋賀県・京都市・宇治市・大津市の 2 府県 3 市が共同で包括的保存管理計画を策定し、保全すべき対象とその保全手法を明示しようとするに至ったものである。

策定にあたり、京都府教育庁指導部文化財保護課、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課、宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課、大津市教育委員会文化財保護課の 5 組織で包括的保存管理計画策定協議会を設置し、これを本計画の策定主体とした。

また、世界遺産及び構成資産に詳しい、日本イコモス委員を含む専門家からなる検討委員に加え、オブザーバーとして、文化庁及び京都市都市計画局都市景観部景観政策課及び風致保全課、京都市消防局予防部予防課から構成される策定検討委員会を設置し（表 1）、意見やアドバイスをいただきながら策定を行った（表 2）。

表 1 検討委員会の構成

	氏名	専門	所属等（2022年時点）
検討委員	稲葉信子	遺産論・建築史	筑波大学名誉教授・放送大学客員教授
	西村幸夫（委員長）	都市計画	國學院大學教授
	増井正哉	都市計画・建築史	京都大学・奈良女子大学名誉教授
	増渕 徹	日本史・文化財学	京都橘大学教授
	宗田好史（副委員長）	都市計画	京都府立大学教授
オブザーバー	文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室		
	京都市都市計画局都市景観部景観政策課		
	京都市都市計画局都市景観部風致保全課		
	京都市消防局予防部予防課		
策定協議会	京都府教育庁指導部文化財保護課		
	滋賀県文化スポーツ部文化財保護課		
	京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課（事務局）		
	宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課		
	大津市教育委員会文化財保護課		

表2 検討委員会の開催履歴

回数	開催年月日	議題等
第1回	令和元年11月22日	議題1 正副委員長の選任について 議題2 計画の目次案について 議題3 計画第1章・第2章の草案について 報告1 計画策定の経緯について 報告2 計画策定の進め方について
第2回	令和2年3月30日	議題1 計画第3章の草案について 報告1 緩衝地帯の保全手法について（京都市の場合） 報告2 アーバンヘリテージに係る国際専門家会議参加報告
第3回	令和2年6月11日	議題1 計画第4章の草案について 報告1 緩衝地帯の保全手法について（宇治市の場合）
第4回	令和3年10月4日	議題1 計画全章案について 報告1 策定事業の現状と今後の予定について
第5回	令和4年3月3日	議題1 計画最終案について

第3節 計画の構成

本計画の構成・構造は以下の通り。

第1章では、本計画策定の目的、経緯、構成・構造等について示す。

第2章では、顕著な普遍的価値の言明に基づいて、OUVの属性と要素を整理する。

第3章では、資産及び周辺環境における登録以後現在に至るまでの変化と現状について整理する。

第4章では、第2章、第3章を踏まえ、本資産の保存管理の理念と基本方針を定める。

第5章から第7章では、第4章で定めた基本方針に沿って、資産範囲、周辺環境、OUVの発信などの取組を記述する。

第8章では、第3章から第7章を踏まえ、モニタリングの指標と項目、測定主体、周期を定め、併せて「古都京都の文化財」における遺産影響評価の手法について述べる。

第9章では、本計画を実施するための体制と、今後の取組について述べる。

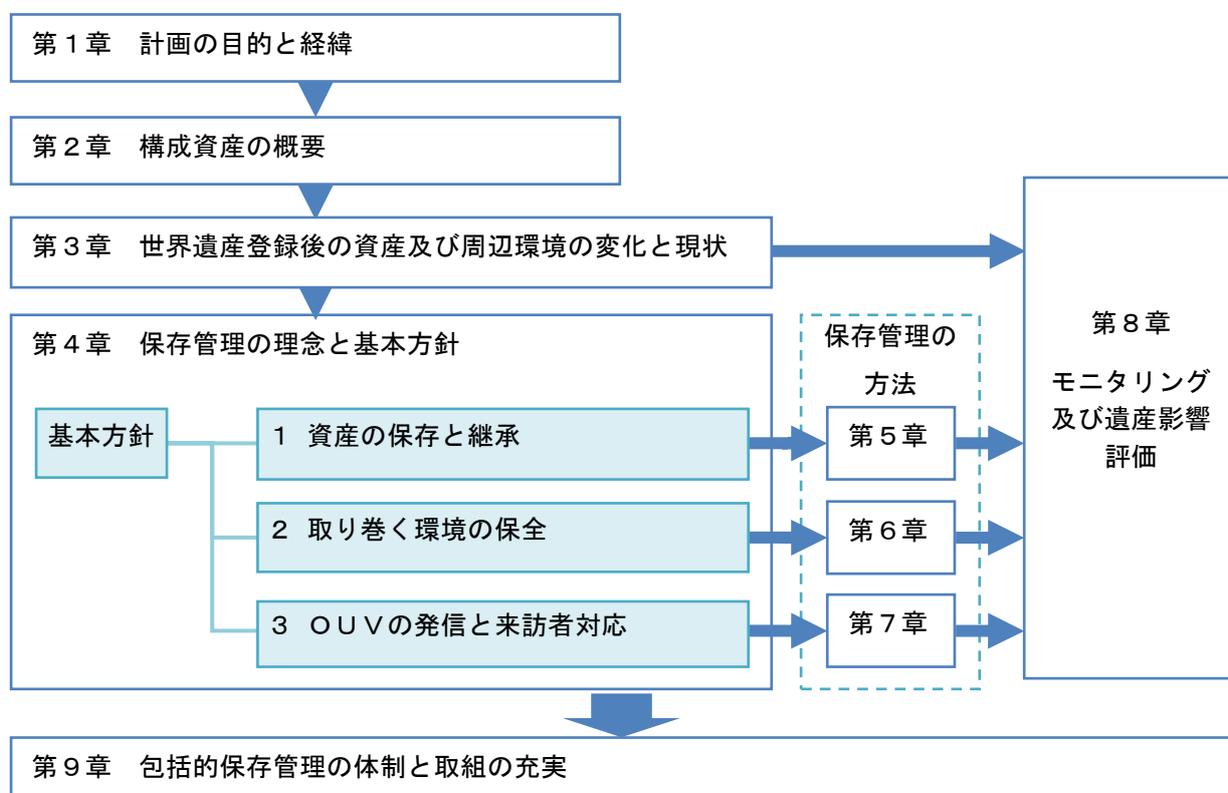


図1 本計画の構成・構造

第4節 各種法令との関係

「古都京都の文化財」の構成資産と、OUVの属性を構成する要素は、文化財保護法に基づいて国宝、重要文化財、特別史跡、史跡、特別名勝、名勝等に指定され、厳格に保護されている。

また、「資産の効果的な保護を目的として、資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網」として作業指針第104段落により設置が求められている緩衝地帯については、都市計画法、景観法やそれらに基づく条例等を活用し、開発がコントロールされている。これら緩衝地帯を保全する法的措置については、1994年の世界遺産登録以降、京都市、宇治市、大津市により強化が進められている。

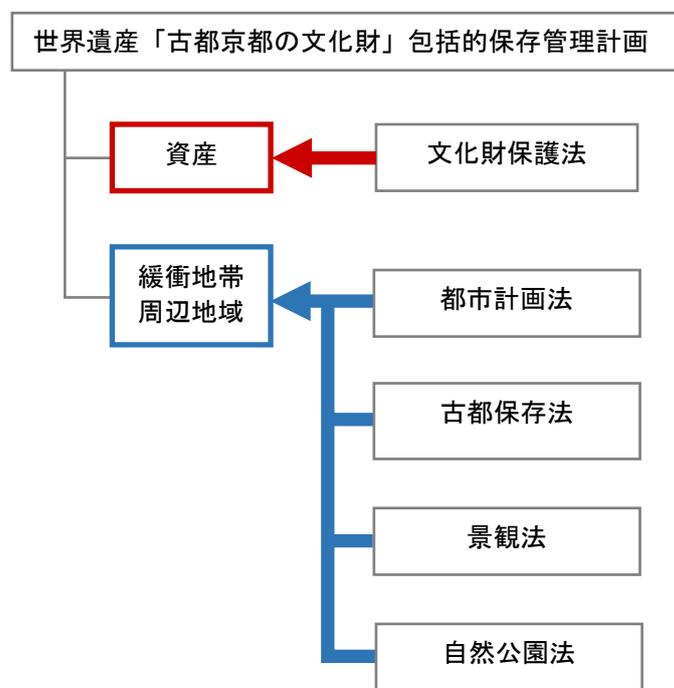


図2 「古都京都の文化財」の保存管理のための関連法令・関連計画の概念図

第5節 計画の実施と見直し

本計画は、資産そのものの調査・研究の進展や、資産及び緩衝地帯、周辺環境等を取り巻く社会的環境の動向の分析を踏まえ、OUVを確実に保全し、適切な活用を図り、後世へ継承することができる適切な内容に更新していくことが望ましい。このため、第8章の経過観察の結果をもとに、必要に応じて見直しを検討するものとする。

第2章 構成資産の概要

「古都京都の文化財」について、推薦書では次のように紹介されている。

京都は 794 年に都城、平安京として建設され、以来、千年以上にわたり日本の首都として栄えた日本文化の中心地である。

そこは東、北、西の三方を豊かな緑の山で囲まれた盆地であり、中心市街地帯は内乱や火災でしばしば焼失したが、周囲の山麓山中には各時代の文化資産が蓄積してきた。また、16 世紀末以降の資産は中心部においても火災を逃れたものが残っている。

推薦する「古都京都の文化財」は、17 の文化資産からなる。これらは、古都京都を特徴づける歴史的記念物であり、地域的にも時代的にも古都京都を説明するに足る文化資産群である。

第1節 顕著な普遍的価値の言明

「古都京都の文化財」の「顕著な普遍的価値の言明」は、2013 年第 37 回世界遺産委員会（カンボジア・プノンペン）において以下のとおり採択された。

「古都京都の文化財」の保存及び管理を進める上では、「古都京都の文化財」の保存管理に関わる全ての関係者が、ここに示された価値を踏まえる必要がある。

顕著な普遍的価値の言明

古都京都の文化財(京都市・宇治市・大津市)(日本、688)

登録年:1994 年、陳述年:2012 年

摘要

古都京都の文化財は、京都府京都市及び宇治市ならびに滋賀県大津市の 3 市に所在する 17 の構成資産から成る。古代中国の都城を模して西暦 794 年に建設された京都は、それ以降、19 世紀半ばに至るまで日本の首都であると同時に、文化の中心であり続けている。

千年以上にわたる日本文化の中心地として、日本の木造建築、特に宗教建築の発展、及び世界の造園に影響を及ぼしてきた日本庭園の芸術性の発展を示している。17 の構成要素を形成している 198 棟の建造物及び 12 の庭園のほとんどは、10 世紀から 17 世紀にかけて建築・作庭されたものである。

登録された 17 の構成要素は二条城を除き、すべて宗教施設である。総面積は 1,056 ha、周辺の緩衝地帯は 3,579 ha である。

評価基準

評価基準 (ii)

京都は、8 世紀から 17 世紀にかけて、宗教及び非宗教の建築及び庭園の意匠における発展の中心であった。そのため、京都は日本の文化的伝統の形成に決定的な役割を果たし、その結果、19 世紀以降には、特に庭園の分野において世界の他の地域に重大な影響を与えた。

評価基準 (iv)

京都に残された記念工作物に見る一群の建築及び庭園の意匠は、近代以前の日本の物質文化のこの側面における最高の表現である。

完全性(2010 年時点)

資産を構成する建造物及び庭園は、それぞれがその時代の様式を代表する典型的な事例である。また、歴史的な背景の中で見れば、日本における建築及び庭園の一般的な歴史的発展を表している。

資産は長期間にわたる日本文化を包括的に表しており、いずれの建造物及び庭園も、その敷地とともに確実に保護されている。このように、資産は全体性及び無傷性の両側面から完全性の条件を満たしている。

真正性(2010 年時点)

日本で一般的に行われている修復方法から、資産を構成する建造物及び庭園は高い真正性を保持している。通常、建造物全体が建築当初の状態で良好に保存されている事例は極めて稀で、部分的に残されている事例であっても少ないのであるが、日本では千年以上にわたり当地で用いられてきた形態・装飾・材料等を厳格に尊重しており、今日においても細部にわたって建築当時の姿を知ることが可能である。こうした修復の伝統は 19 世紀末より継承されており、その中では当時の道具の再生を図ることまで含め、伝統的な材料や技能の使用を貫くことに努力がなされている。

したがって、形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の観点から、資産の真正性は高水準に保持されている。

顕著な普遍的価値の維持に必要とされる保護・管理(2010 年時点)

資産を構成する全ての建造物、庭園及び土地は、文化財保護法により保護されている。資産を構成する 198 棟の建造物のうち、38 棟は国宝に、160 棟は重要文化財に指定されている。また、12 の庭園のうち、8 つは特別名勝に、4 つは名勝に指定されている。この法律に基づき遺産の現状変更行為が規制されており、あらゆる変更行為に国の許可（軽微な変更については市）が求められている。

17 の構成資産のそれぞれの周囲に緩衝地帯が設けられており、その外側を歴史的環境調整区域が取り囲んでいる。これらの区域では、(i)自然公園法、(ii)古都保存法、(iii)京都府風致条例又は滋賀県風致条例に基づく風致地区、(iv)市の都市計画及び関連条例により、開発行為が規制されている。京都市では 2007 年、宇治市では 2000 年に新たな景観保全政策及び計画を作成し、建築物の高さ規制を強化するとともに、修景基準の改善を行った。

構成資産のうち、16 件は宗教法人が、1 件は京都市が所有している。資産の日常管理の責務は所有者にあり、耐震補強を含む必要な修理も所有者が行っている。遺産を最も大きな危険にさらす要因が火災であることから、建造物には自動火災報知設備、消火設備、必要に応じて避雷設備が設備されている。中には、所有者が自衛消防団をつくり、消防当局と協力して防火に努めているものもある。

文化庁・京都府・滋賀県・京都市・宇治市・大津市は、所有者に対して適切な保護及び管理に係る財政的支援及び技術的指導を行っている。

第2節 構成資産

(1) 構成資産一覧

「顕著な普遍的価値の言明」に示されているとおり、世界遺産「古都京都の文化財」は、「古都京都」が日本の首都であると同時に、文化の中心であり続けた794年から19世紀半ばに至るまでの期間に建設された198棟の建造物と12の庭園を含む、17の構成資産から成る。

表3 構成資産の座標

構成資産名称	緯度	経度
A. 賀茂別雷神社	N35°3'37"	E135°45'10"
B. 賀茂御祖神社	N35°2'20"	E135°46'21"
C. 教王護国寺	N34°58'51"	E135°44'48"
D. 清水寺	N34°59'41"	E135°47'06"
E. 延暦寺	N35°4'14"	E135°50'28"
F. 醍醐寺	N34°57'03"	E135°49'10"
G. 仁和寺	N35°1'51"	E135°42'49"
H. 平等院	N34°53'21"	E135°48'27"
I. 宇治上神社	N34°53'31"	E135°48'41"
J. 高山寺	N35°3'36"	E135°40'42"
K. 西芳寺	N34°59'31"	E135°40'59"
L. 天龍寺	N35°0'57"	E135°40'25"
M. 鹿苑寺	N35°2'21"	E135°43'45"
N. 慈照寺	N35°1'36"	E135°47'53"
O. 龍安寺	N35°2'04"	E135°43'05"
P. 本願寺	N34°59'31"	E135°45'05"
Q. 二条城	N35°0'50"	E135°44'51"

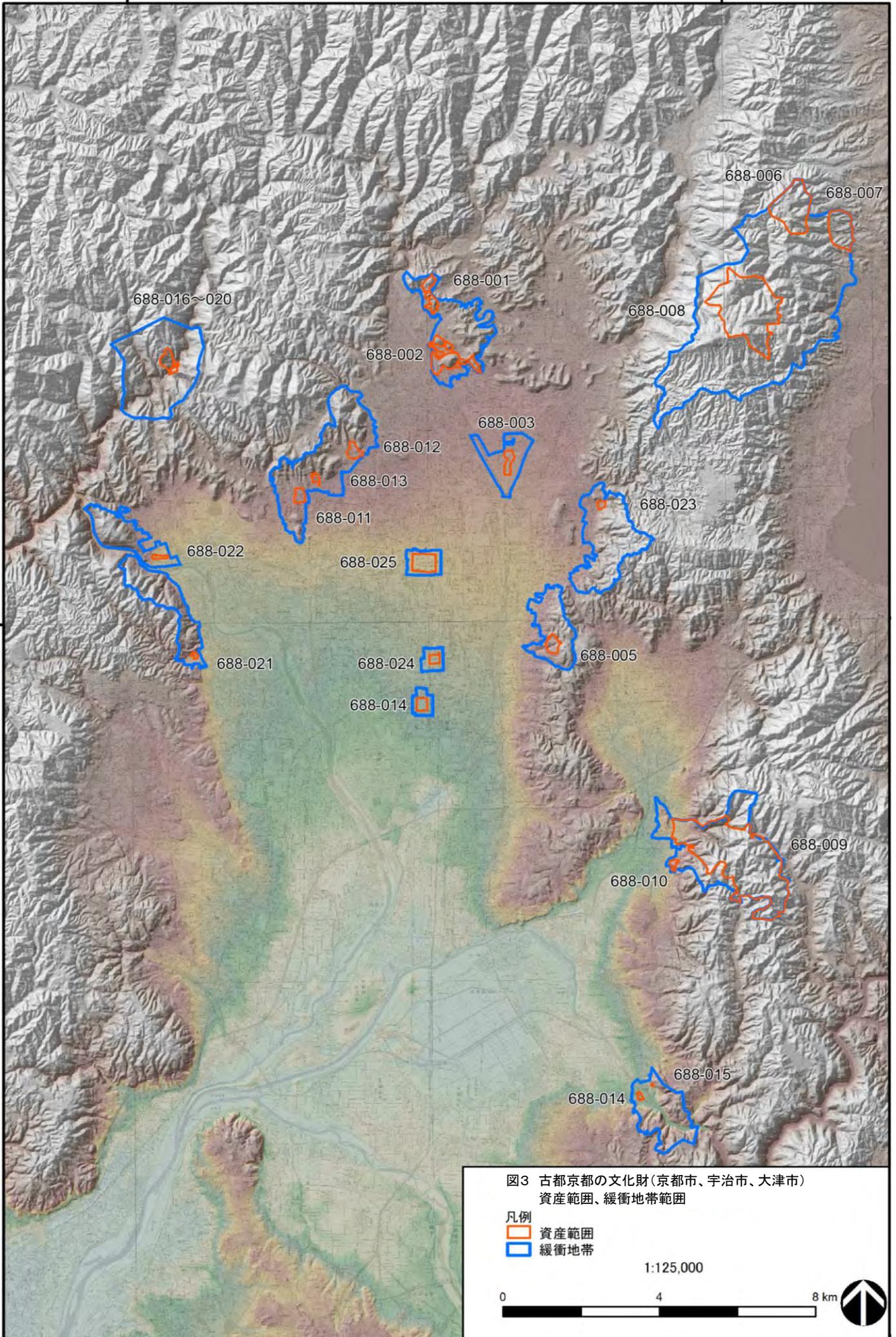
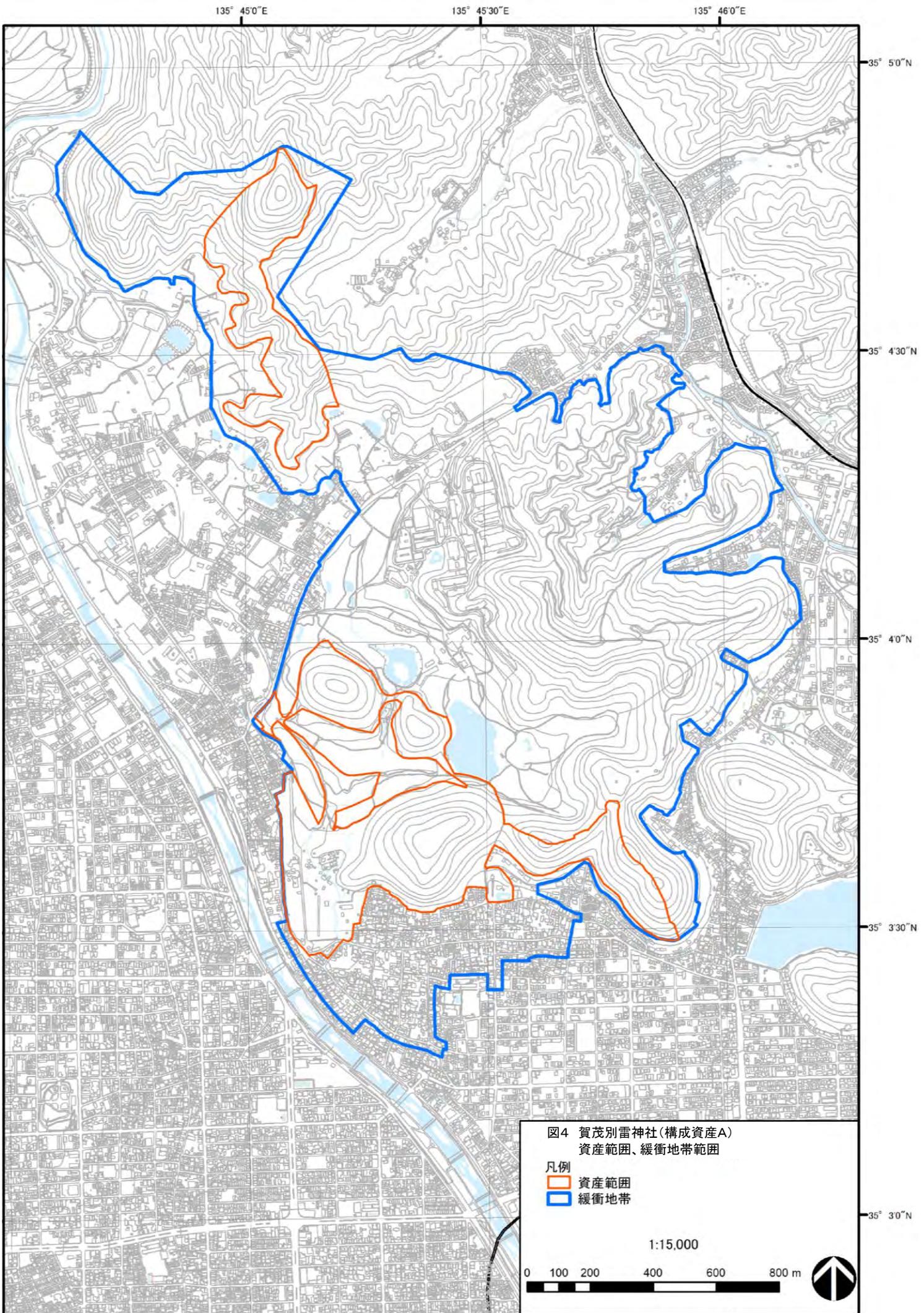


図3 古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市) 資産範囲、緩衝地帯範囲

凡例
 資産範囲
 緩衝地帯

1:125,000





135° 46'0"E

135° 46'30"E

35° 2'30"N

35° 2'0"N

35° 1'30"N

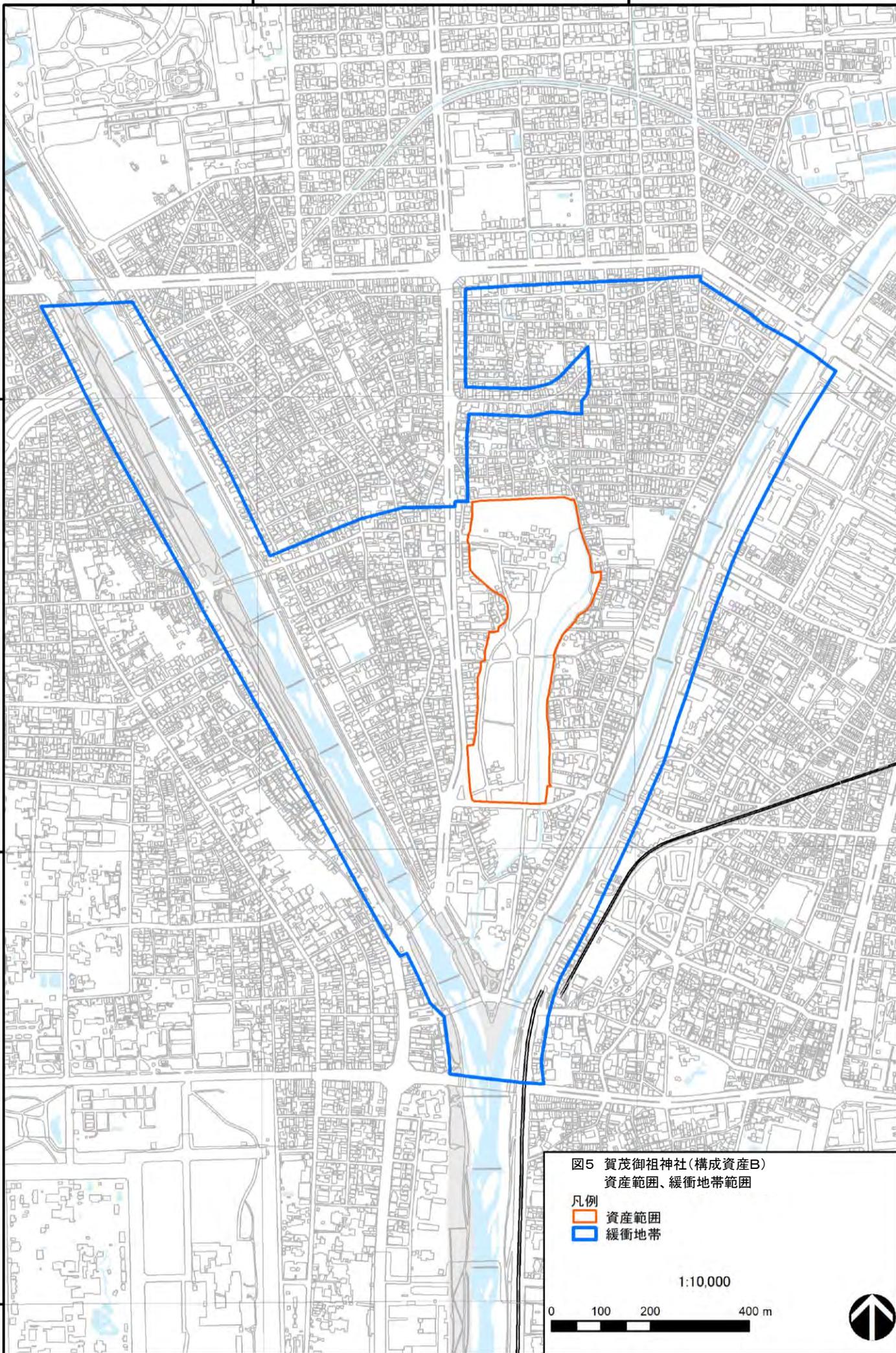


図5 賀茂御祖神社(構成資産B)
資産範囲、緩衝地帯範囲

凡例
 資産範囲
 緩衝地帯

1:10,000

0 100 200 400 m



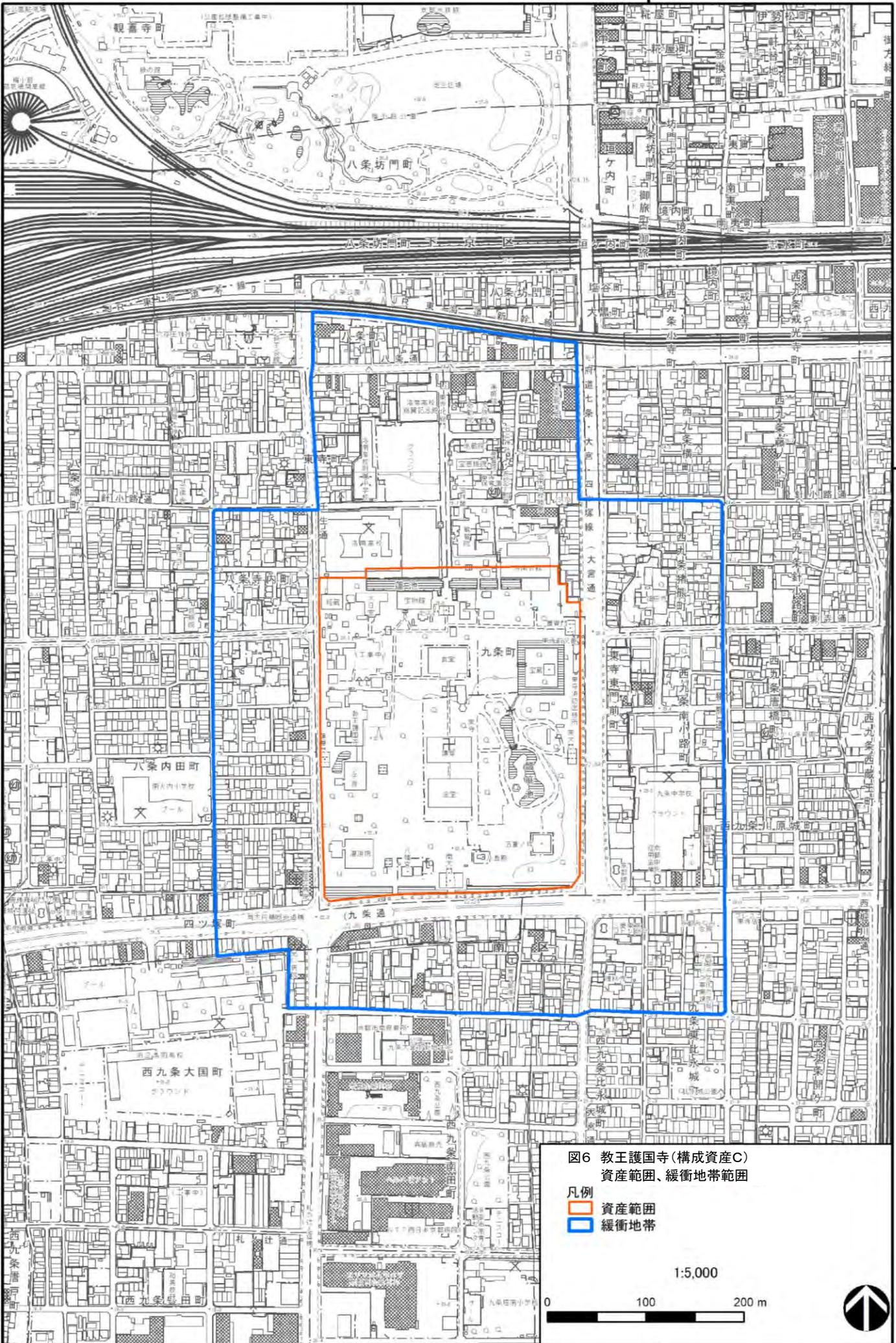


図6 教王護国寺(構成資産C)
資産範囲、緩衝地帯範囲

凡例
 資産範囲
 緩衝地帯

1:5,000

0 100 200 m



135° 46'30"E

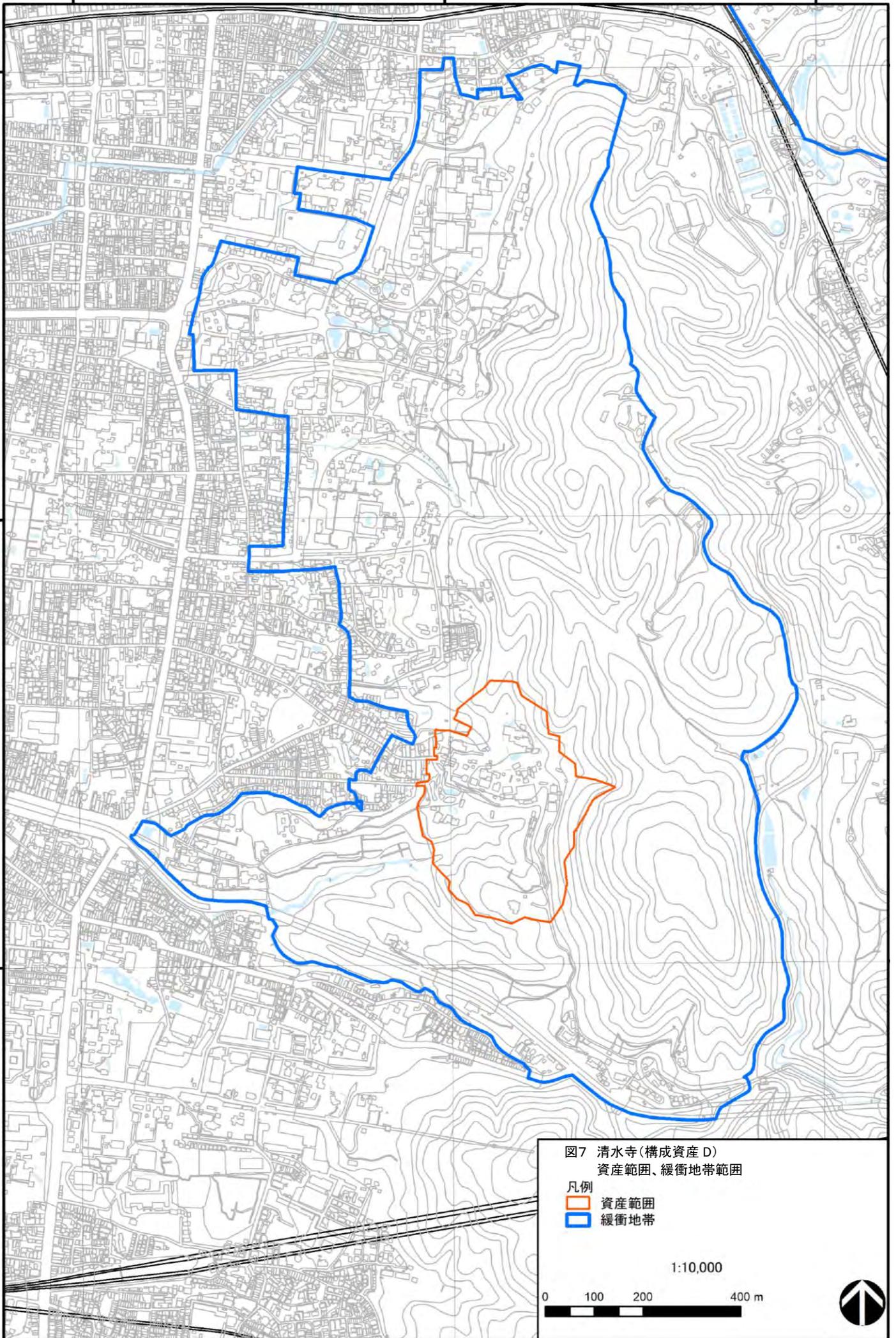
135° 47'0"E

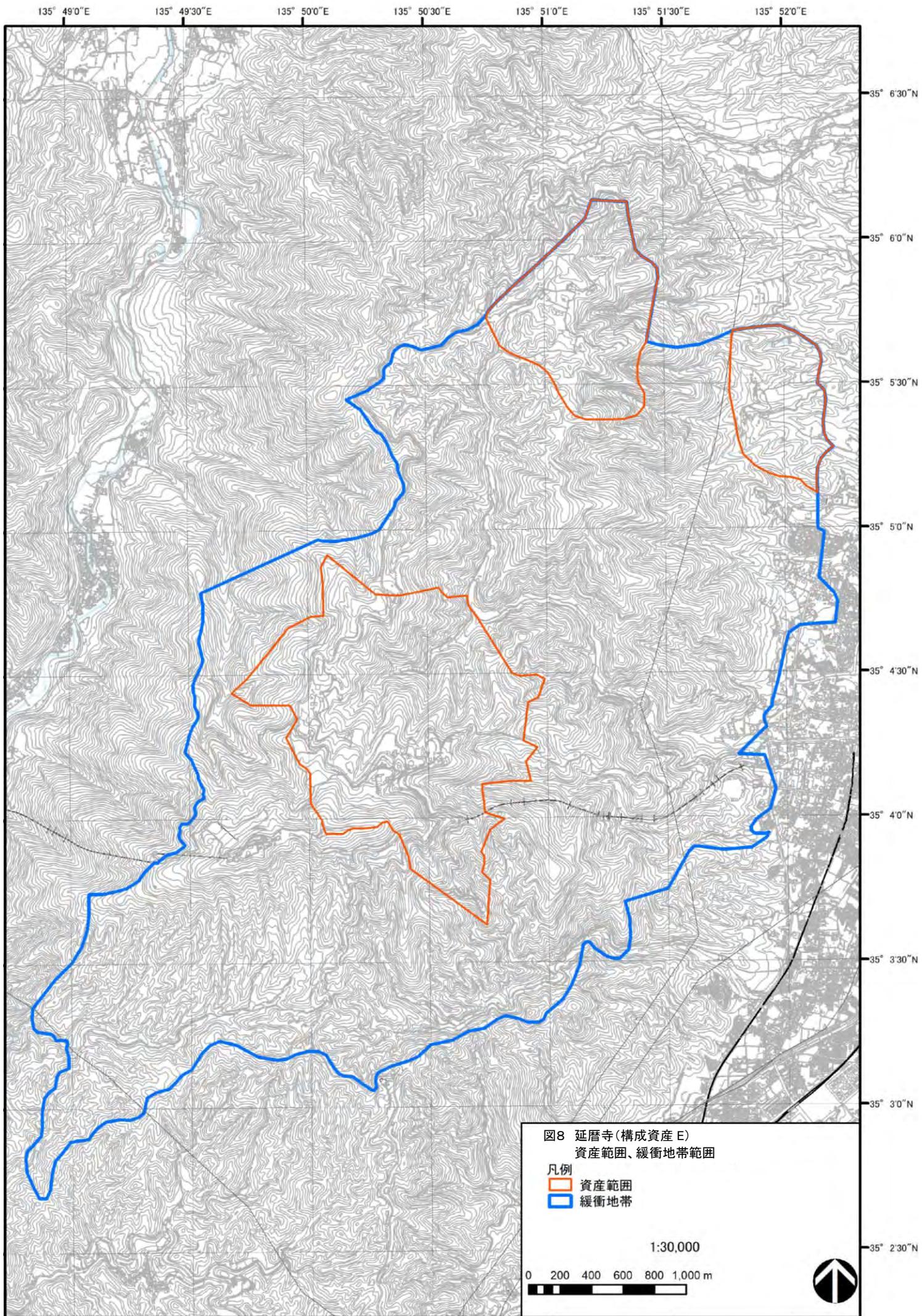
135° 47'30"E

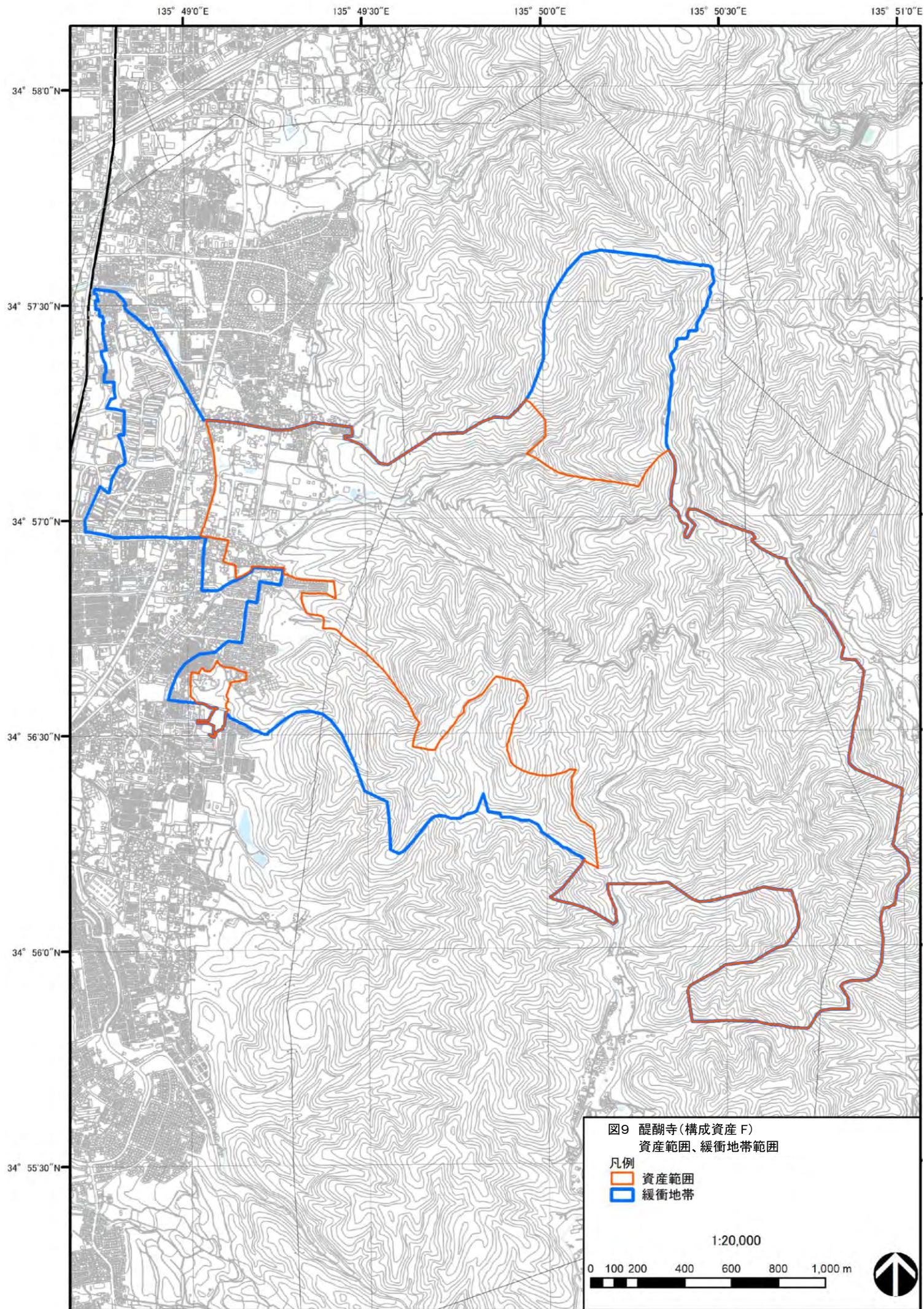
35° 0'30"N

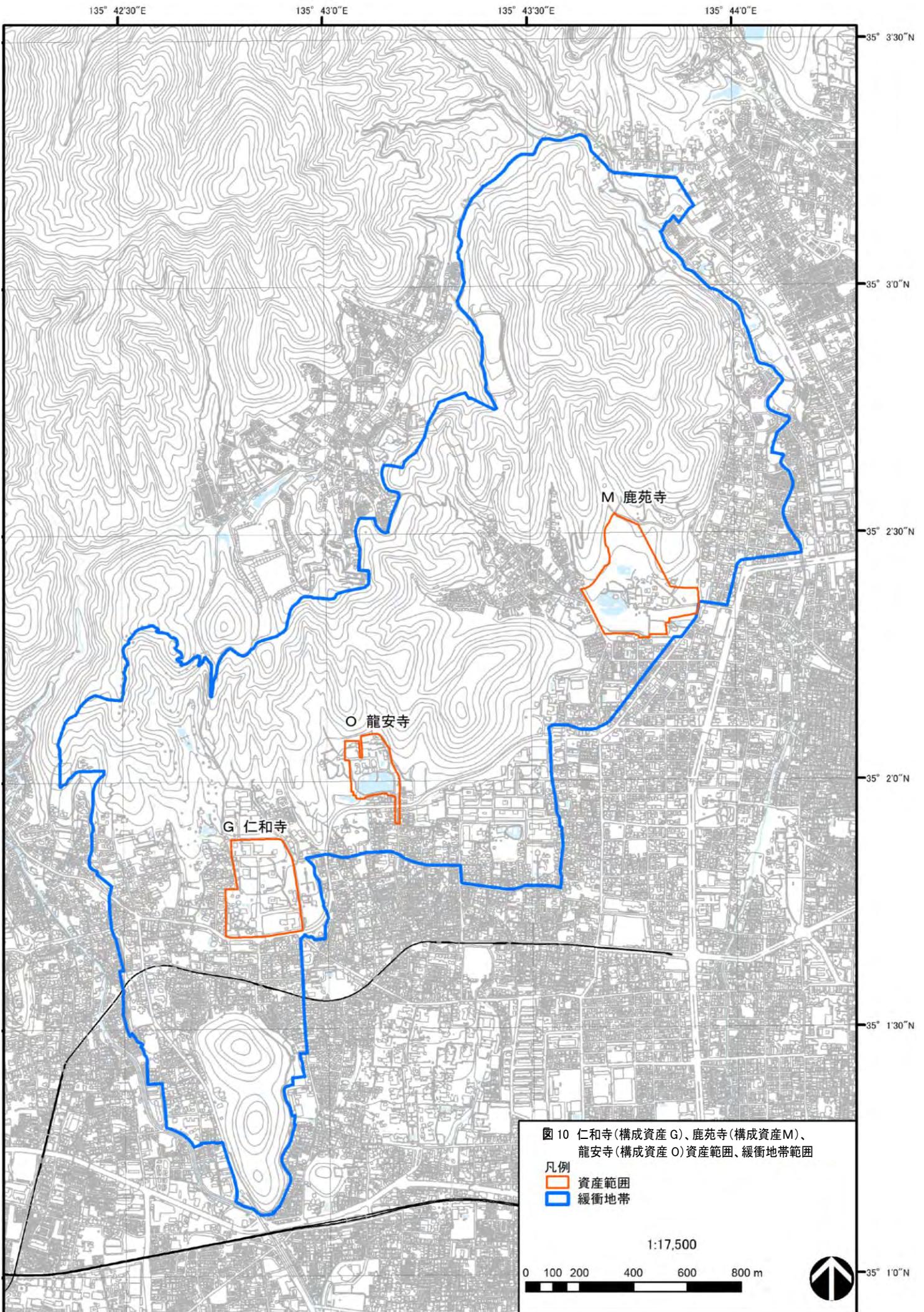
35° 0'0"N

34° 59'30"N









135° 48'30"E

135° 49'0"E

34° 53'30"N

34° 53'0"N

34° 52'30"N

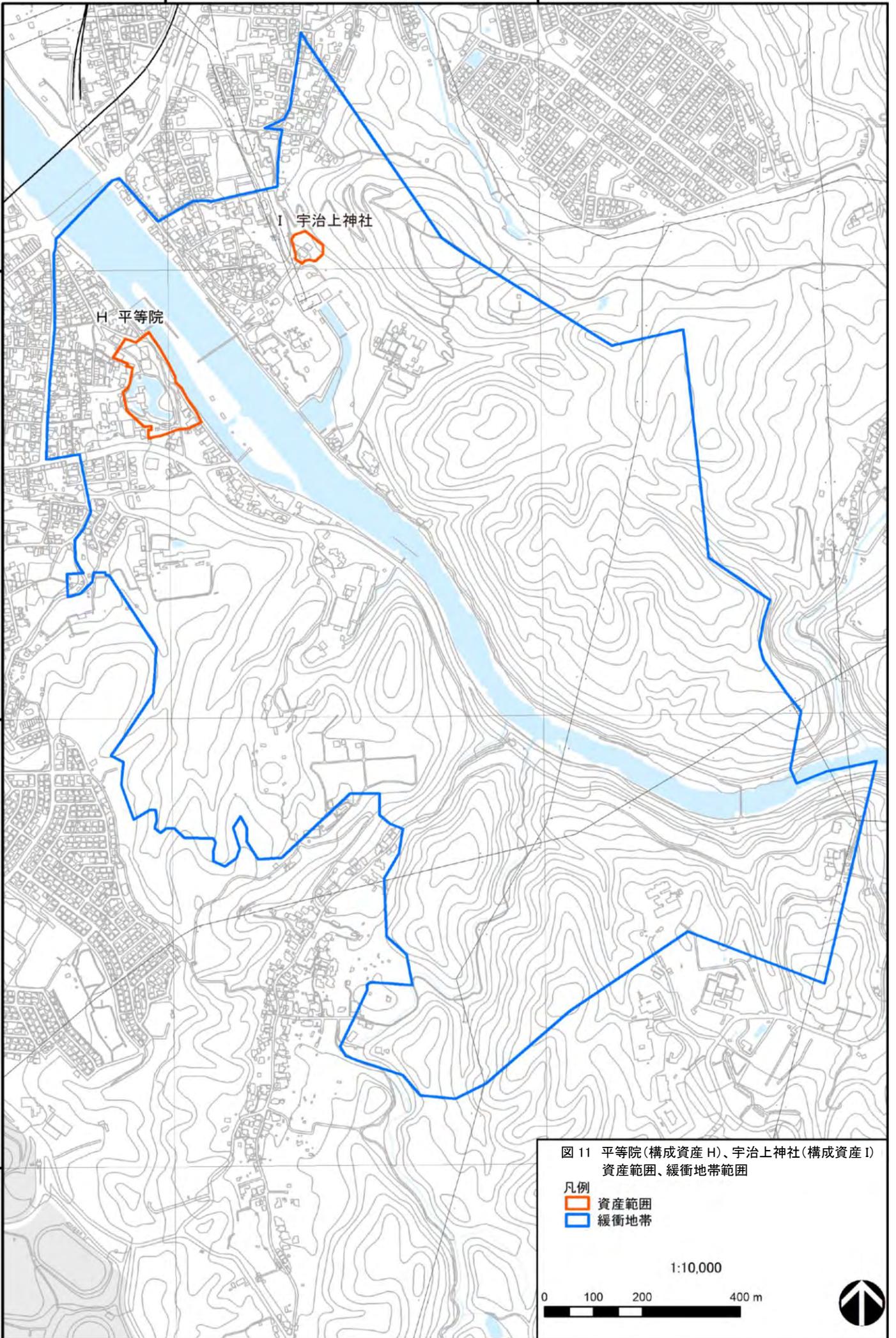


図 11 平等院(構成資産 H)、宇治上神社(構成資産 I) 資産範囲、緩衝地帯範囲

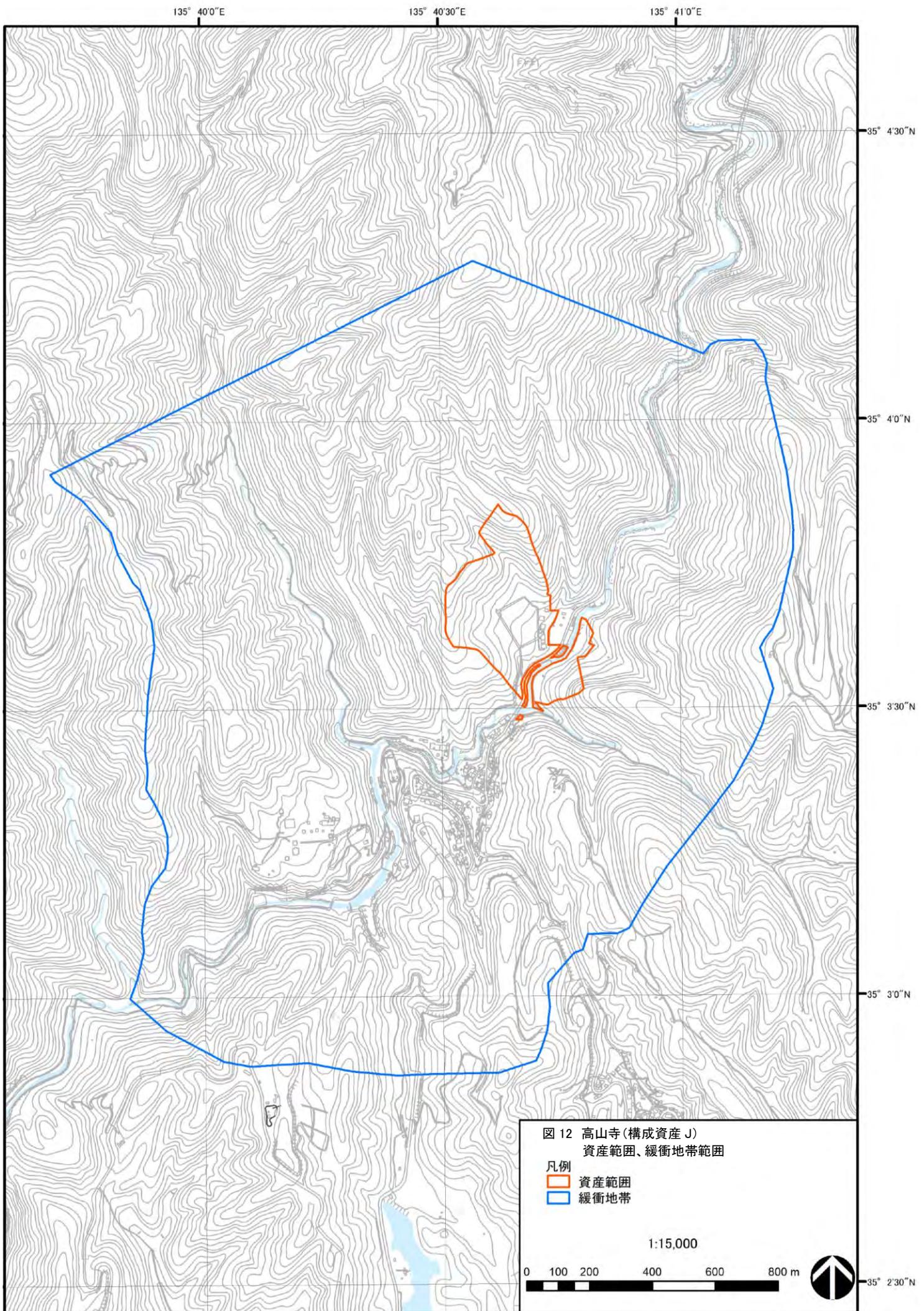
凡例

- ▭ 資産範囲
- ▭ 緩衝地帯

1:10,000

0 100 200 400 m





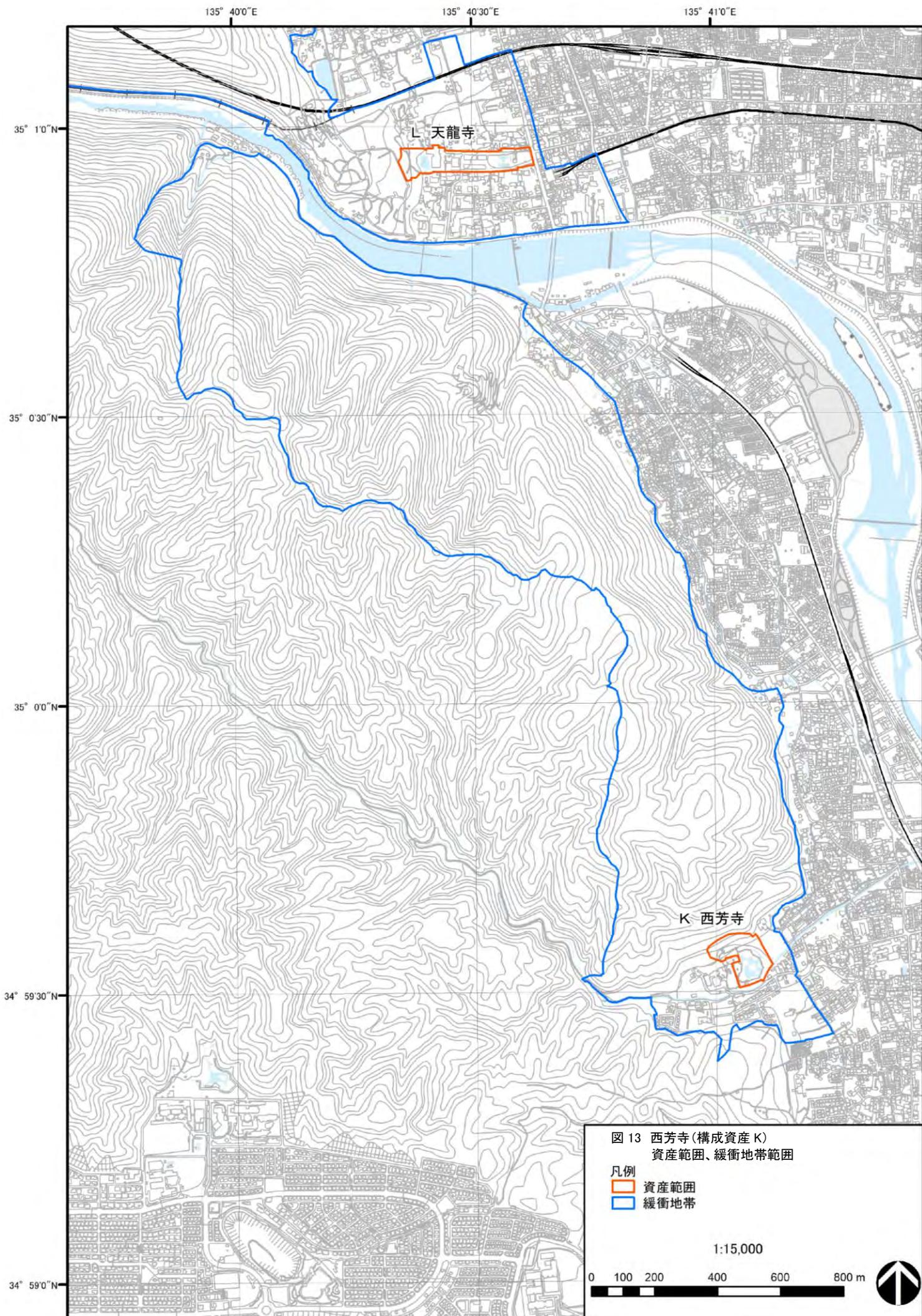
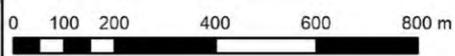


圖 13 西芳寺(構成資産 K)
資産範囲、緩衝地帯範圍

凡例
 資産範囲
 緩衝地帯

1:15,000



135° 39'30"E

135° 40'0"E

135° 40'30"E

35° 2'0"N

35° 1'30"N

35° 1'0"N

35° 0'30"N

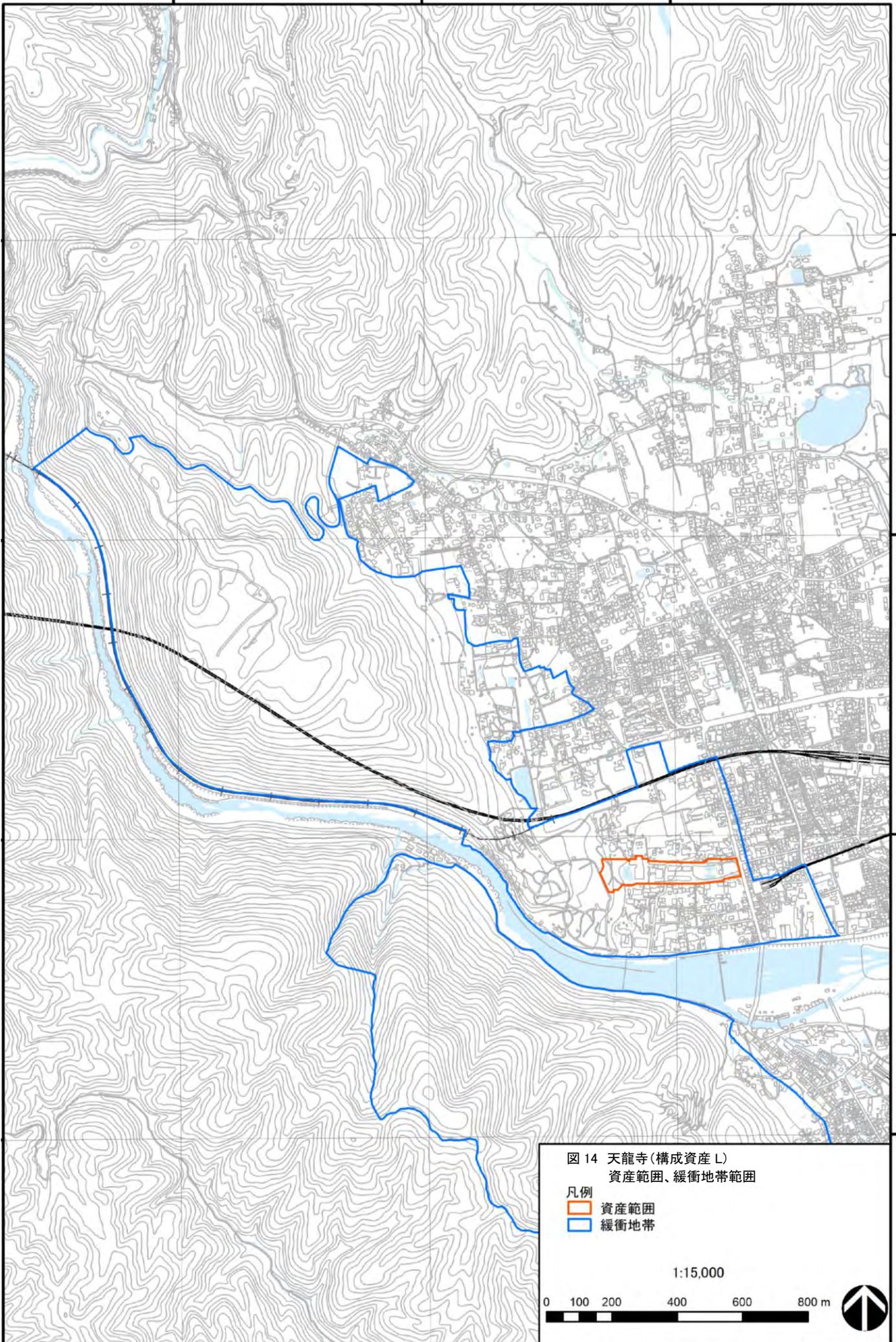


図 14 天龍寺(構成資産 L)
資産範囲、緩衝地帯範囲

凡例
 資産範囲
 緩衝地帯

1:15,000

0 100 200 400 600 800 m



135° 47'30"E

135° 48'0"E

135° 48'30"E

35° 20'N

35° 1'30"N

35° 1'0"N

35° 0'30"N

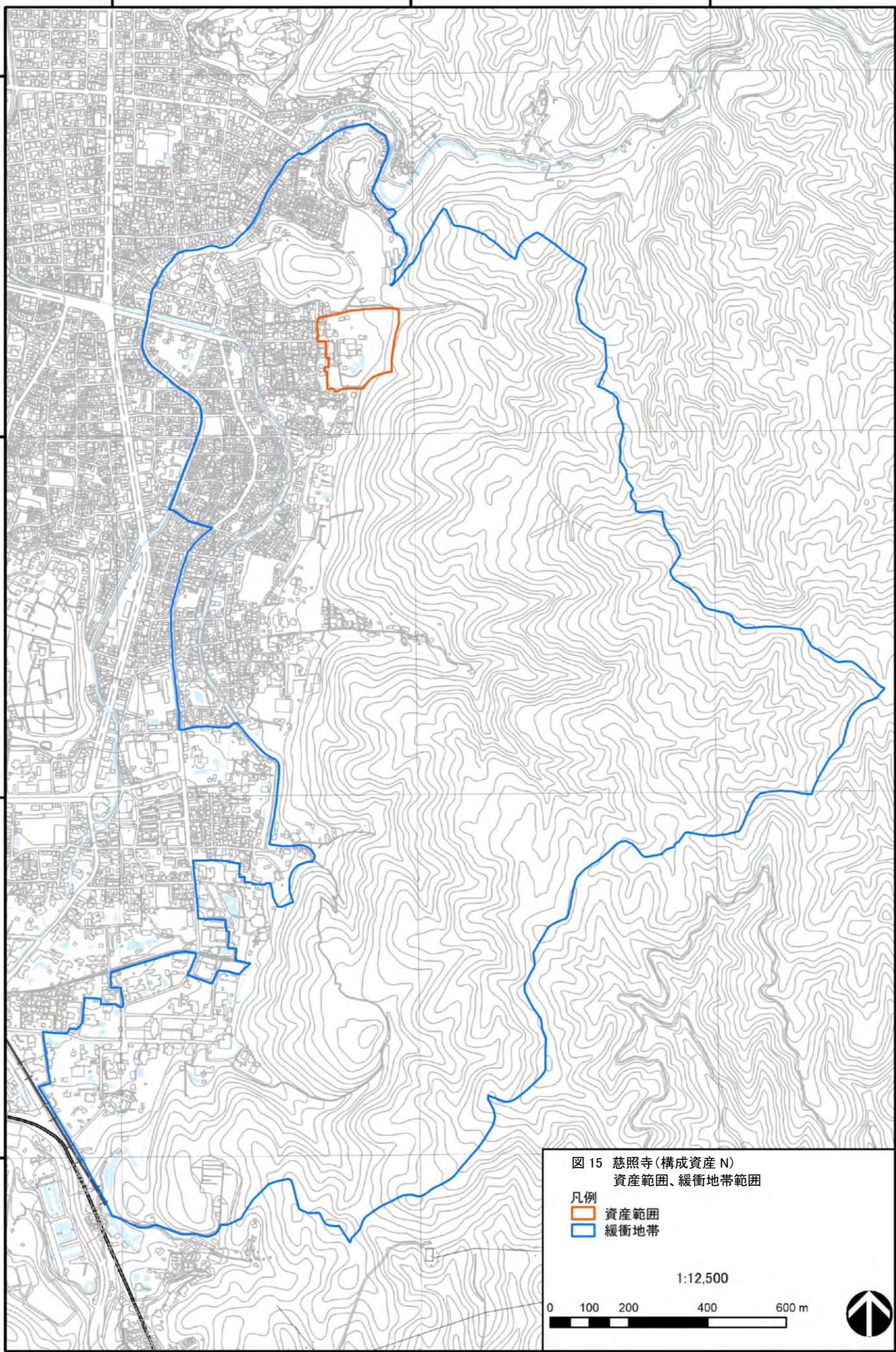


図 15 慈照寺(構成資産 N)
資産範囲、緩衝地帯範囲

- 凡例
- 資産範囲
 - 緩衝地帯

1:12,500



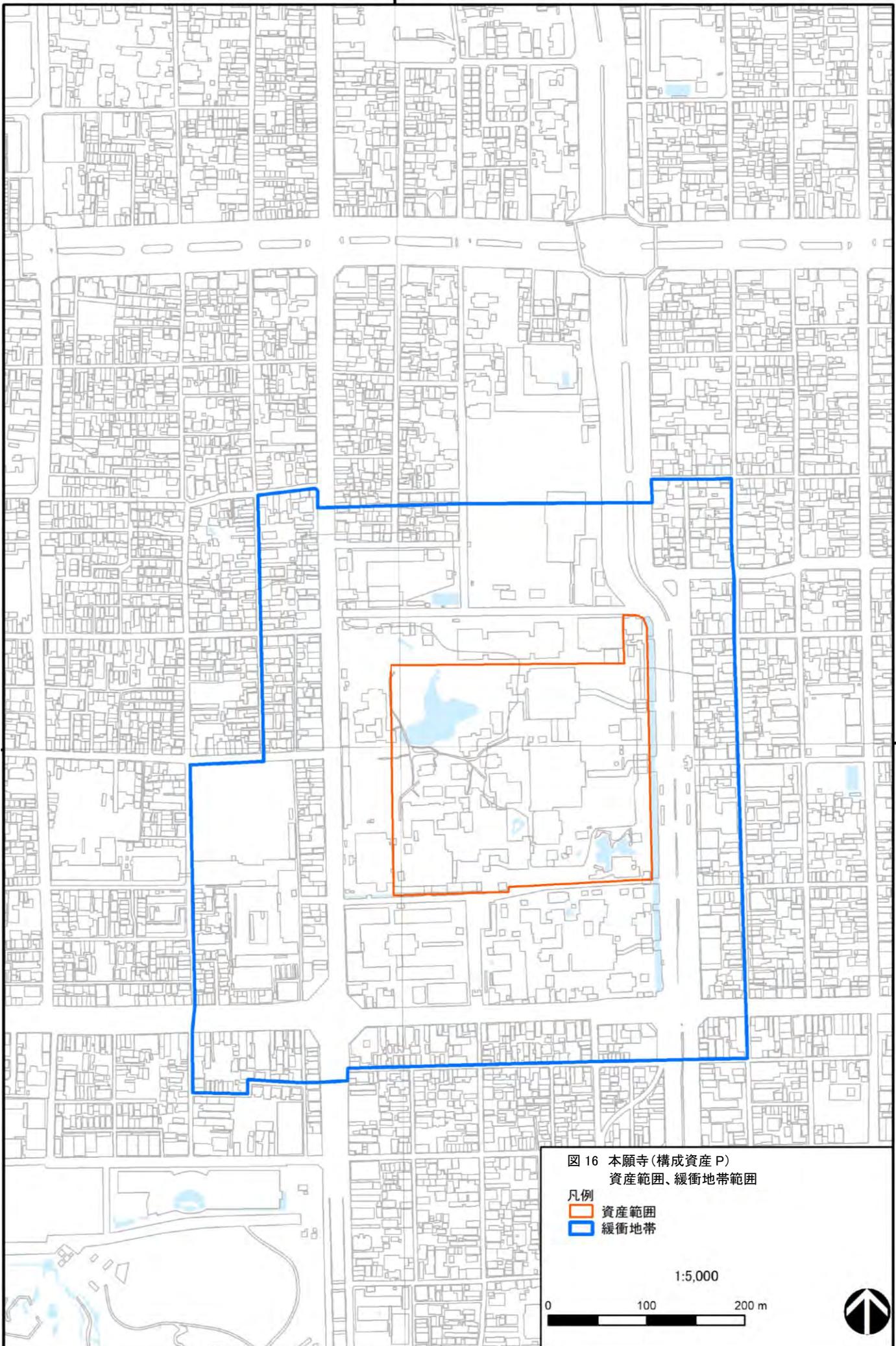


图 16 本願寺(構成資産 P)
資産範囲、緩衝地帯範囲

- 凡例
- 資産範囲
 - 緩衝地帯

1:5,000

0 100 200 m



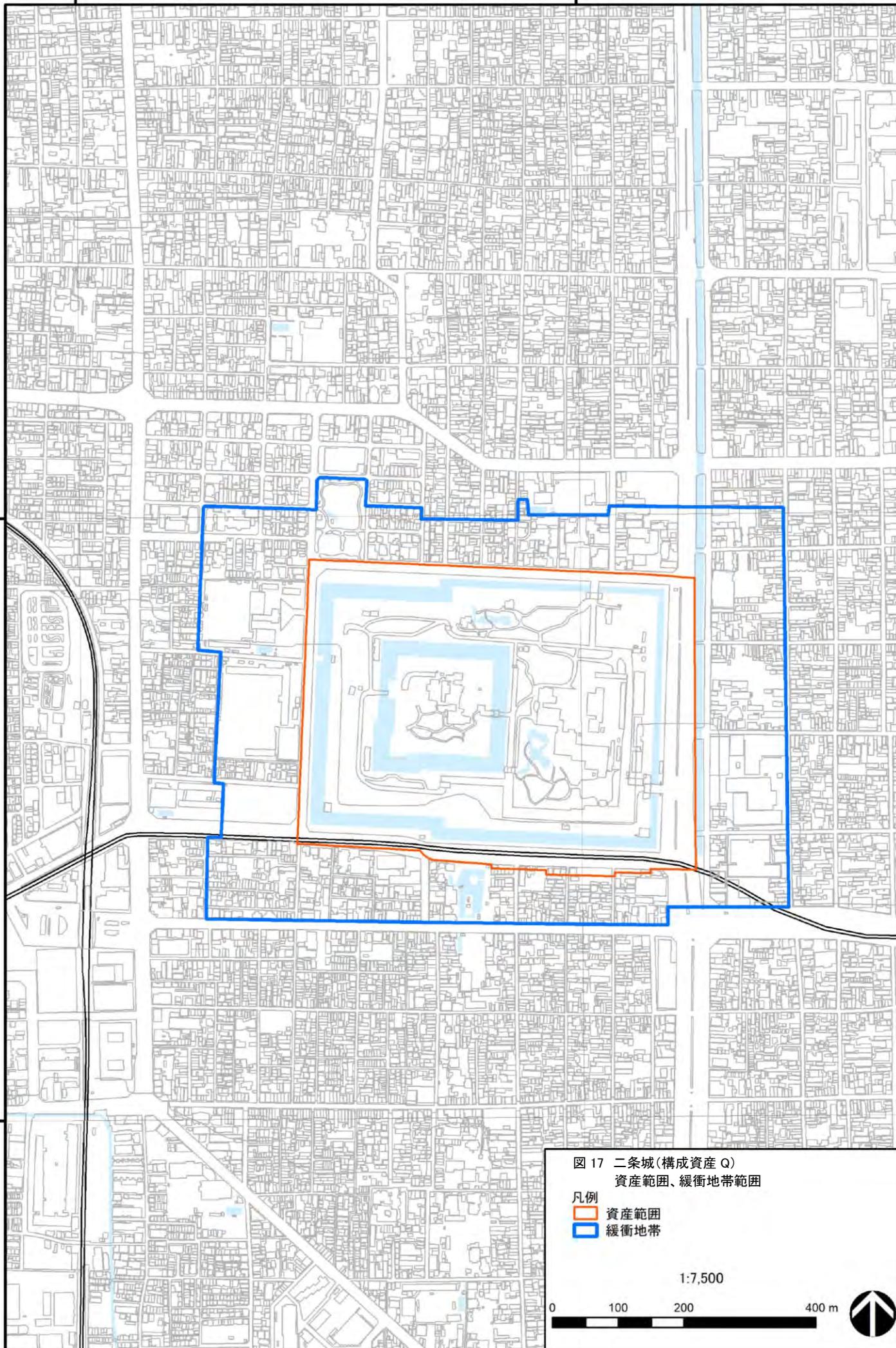


图 17 二条城(構成資産 Q)
資産範囲、緩衝地帯範囲

凡例
資産範囲
緩衝地帯

1:7,500

0 100 200 400 m



表4 構成資産の所在地、所有者、資産面積、緩衝地帯面積等

構成資産名称	所在地	連絡先 (所有者)	資産 面積 (ha)	緩衝地帯 面積 (ha)
A. 賀茂別雷神社	京都市北区上賀茂 本山 ほか	賀茂別雷神社	63.8	242.7
B. 賀茂御祖神社	京都市左京区下鴨 泉川町	賀茂御祖神社	10.7	105.3
C. 教王護国寺	京都市南区九条町	教王護国寺	8.5	22.8
D. 清水寺	京都市東山区清水 一丁目	清水寺	12.3	161.1
	京都市東山区清水 一丁目	地主神社		
E. 延暦寺	大津市坂本本町	延暦寺	497.7	1,005.0
	京都市左京区			
F. 醍醐寺	京都市伏見区醍醐 伽藍町、醍醐醍醐 山 ほか	醍醐寺	378.7	218.7
G. 仁和寺	京都市右京区御室 大内	仁和寺	9.2	431.3*1
H. 平等院	宇治市宇治蓮華	平等院	2.0	203.8
I. 宇治上神社	宇治市宇治山田	宇治上神社	0.3	
J. 高山寺	京都市右京区梅ヶ 畑榎ノ尾町	高山寺	15.7	444.9
K. 西芳寺	京都市西京区松尾 神ヶ谷町	西芳寺	1.7	204.6
L. 天龍寺	京都市右京区嵯峨 天龍寺芒ノ馬場町	天龍寺	3.0	167.0
M. 鹿苑寺	京都市北区金閣寺 町	鹿苑寺	9.3	431.3*1
N. 慈照寺	京都市左京区銀閣 寺町	慈照寺	5.7	318.9
O. 龍安寺	京都市右京区龍安 寺御陵ノ下町	龍安寺	3.9	431.3*1
P. 本願寺	京都市下京区堀川 通花屋町下る本願 寺門前町	本願寺	6.1	24.3
Q. 二条城	京都市中京区二条 通堀川西入る二条 城町	京都市	27.5	28.7
合計			1,056	3,579

*1 仁和寺、鹿苑寺、龍安寺の緩衝地帯は一体化している。

表5 各構成資産及び構成資産に含まれる指定文化財(世界遺産登録時)

※世界遺産登録後に行われた文化財指定については第5章参照

構成資産名称	指定文化財				土地の 指定状況
	建造物		庭園		
	国宝	重要文化財	特別名勝	名勝	
A. 賀茂別雷神社	本殿、権殿	34			史跡
B. 賀茂御祖神社	東本殿、西本殿	31			史跡
C. 教王護国寺	金堂、五重塔、 大師堂、蓮花門	10			史跡
D. 清水寺	本堂	18		成就院庭園	土地指定
E. 延暦寺	根本中堂	8			史跡
F. 醍醐寺	五重塔、金堂、 清瀧宮拝殿、薬 師堂、三宝院 殿堂表書院、三 宝院唐門	10	三宝院庭園		史跡
G. 仁和寺	金堂	14			史跡
H. 平等院	鳳凰堂中堂、北 翼廊、南翼廊、 尾廊	1		平等院庭園	史跡 名勝
I. 宇治上神社	本殿、拝殿	1			土地指定
J. 高山寺	石水院	2			史跡
K. 西芳寺		2	西芳寺庭園		史跡 特別名勝
L. 天龍寺			天龍寺庭園		史跡 特別名勝
M. 鹿苑寺			鹿苑寺庭園		特別史跡 特別名勝
N. 慈照寺	銀閣、東求堂		慈照寺庭園		史跡
O. 龍安寺		1	方丈庭園	龍安寺庭園	史跡 名勝
P. 本願寺	飛雲閣、唐門、 書院、北能舞 台、黒書院、伝 廊	6	大書院庭園	滴翠園	史跡
Q. 二条城	二の丸御殿遠 侍及び車寄、式 台、大広間、蘇 鉄の間、黒書 院、白書院	22	二の丸庭園		史跡
小計	38	160	8	4	
合計	198		12		

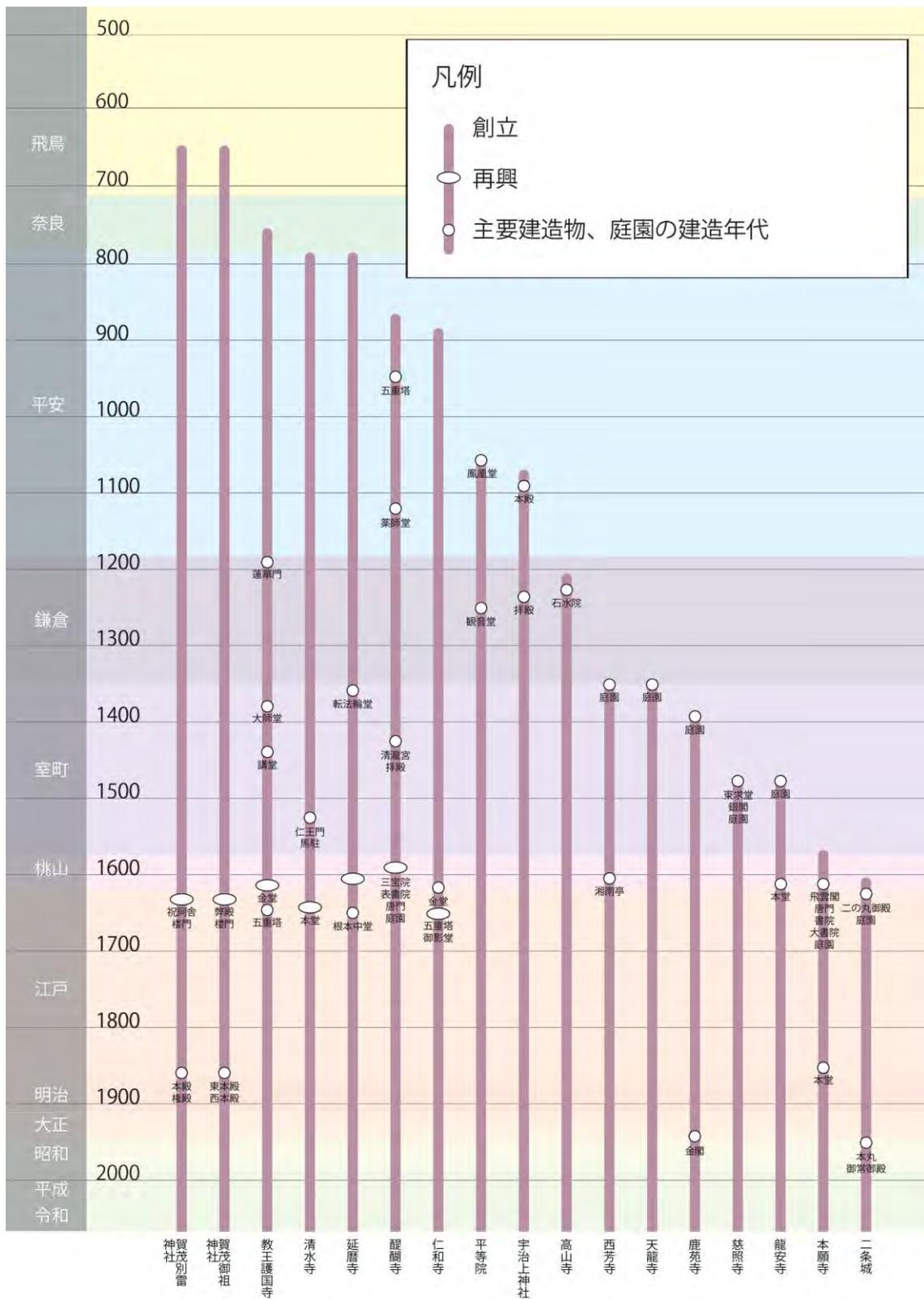


図 18 世界遺産推薦書「歴史と変遷」の記述と各構成資産の関係

(2) 顕著な普遍的価値を示す属性

「古都京都の文化財」の顕著な普遍的価値の言明及び評価基準(ii) (iv)から捉えられる価値は、日本の文化的伝統の形成に決定的な役割を果たした「歴史的価値」と建築・庭園の発展を示す「芸術的価値」となる。そこから導き出される属性については、下表のとおりに整理することができる。

表6 「古都京都の文化財」のOUVとその属性

OUV		属性	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築及び庭園の意匠の発展を通して日本の文化的伝統の形成に決定的な役割を果たした歴史的価値 (ii) ・ 特に 19 世紀以降に世界の他の地域に影響を及ぼした庭園の芸術的価値 (ii) ・ 近代以前の日本の物質文化における最高の表現である庭園・建築の芸術的価値 (iv) 	京都千年の歴史の形成・発展に貢献した構成資産の歴史的価値	構成資産の立地、地形、自然、配置	
	重要な構成要素である庭園の芸術的価値	庭園の様式・技術	主景 選地・地割 石組 植栽
	重要な構成要素である建築及び建築群の芸術的価値	建築及び建築群の様式・技術	外観 意匠 構法 材料

17 の構成資産の「歴史的価値」は、「各資産の立地、地形、自然、配置」が表している。資産の立地、所在地の地形、自然、資産内における建物や庭園の配置は、その資産の創立の経緯や資産の歴史的な性格を如実に示すことによる。

「庭園・建築物の芸術的価値」は、「様式・技術」が表している。

庭園では、特定の建物や方角、視点からの見え方が強く意識され（主景）、作庭する場所（選地）、建物と池の関係、池の形状、島の配置、築山の位置、地形の起伏等の地割が形成され、石組は庭園の骨格を為し、植栽とともに視線を誘導し、庭園の空間を構成する重要な役割を担うことによる。

建築では、各資産や建築物の性格、格式、各時代の流行、生活様式等によって生み出された意匠によって、多様な外観、構法、材料が用いられており、それらは建物の特徴を明瞭に示す要素として重要であることによる。

(3) 構成資産における顕著な普遍的価値を示す属性及びその構成要素

構成資産の概要については次節で説明するが、各構成資産が OUV にどのように貢献するかを OUV の属性とその構成要素に基づき整理すると次の表のようになる。

A. 賀茂別雷神社

資産の立地、地形、自然、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・本殿がある境内から聖地である神山(こうやま)を望見する建設位置 ・歴史史料で証明される境内配置
建築及び建築群の様式・技術	建築及び建築群は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・本殿、権殿（以上、国宝） ・本殿権殿取合廊、本殿東渡廊取合廊、西渡廊、透廊、渡廊、祝詞舎、塀中門、摂社若宮神社本殿、東渡廊、四脚中門、末社棚尾社本殿、御籍屋、神宝庫、唐門、左右袖塀、東御供所、直会所、楽所及び西御供所、幣殿、忌子殿、幣殿忌子殿取合廊、高倉殿、楼門、廻廊（二棟）、摂社須波神社本殿、玉橋、末社杉尾社本殿、末社土師尾社本殿、摂社新宮神社本殿、摂社新宮神社拝殿、摂社片岡神社本殿、摂社片岡神社拝殿、片岡橋、拝殿、舞殿、土屋、楽屋、外幣殿、北神饌所（以上、重要文化財）

B. 賀茂御祖神社

資産の立地、地形、自然、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の合流地点である建設位置 ・神事や祭事の舞台となった森林（糺の森） ・歴史史料で証明される境内配置
建築及び建築群の様式・技術	建築及び建築群は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・東本殿、西本殿（以上、国宝） ・祝詞舎、幣殿、東廊、西廊、東御料屋、西御料屋、又蔵、四脚中門、東楽屋、西楽屋、中門東廻廊、中門西廻廊、預り屋、西唐門、右透塀、左透塀、末社印社本殿、末社一言社本殿（東）、末社一言社本殿（西）、末社二言社本殿（南）、末社二言社本殿（北）、末社三言社本殿（中）、末社三言社本殿（北）、末社三言社本殿（南）、透塀、舞殿、神服殿、橋殿、細殿、供御所、大炊所、井戸屋形、楼門、楼門東廻廊、楼門西廻廊、摂社出雲井於神社本殿、岩本社本殿、橋本社本殿、摂社三井神社本殿（西）、摂社三井神社本殿（中）、摂社三井神社本殿（東）、摂社三井神社拝殿、摂社三井神社棟門、摂社三井神社東廊下、摂社三井神社西廊下、摂社三井末社本殿 諏訪社、摂社三井末社本殿 小杜社、摂社三井末社本殿 白髭社（以上、重要文化財）

C. 教王護国寺

資産の立地、地形、自然、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・平安京の玄関口である建設位置 ・建物が南北中軸線上に並ぶ古典的な伽藍配置
建築及び建築群の様式・技術	建築及び建築群は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・金堂、大師堂、五重塔、蓮花門（以上、国宝） ・北大門、慶賀門、東大門、南大門、宝蔵、講堂、灌頂院、灌頂院東門、灌頂院北門、五重小塔（以上、重要文化財）

D. 清水寺

資産の立地、地形、自然、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・霊水が湧く山腹の建設位置 ・自然地形に沿って築かれた伽藍配置 ・庭園の借景となる山並み
庭園の様式・技術	庭園は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・成就院庭園（名勝）
建築及び建築群の様式・技術	建築及び建築群は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・本堂（国宝） ・仁王門、馬駐、鐘楼、西門、三重塔、経堂、田村堂、朝倉堂、轟門、本坊北総門、鎮守堂、釈迦堂、阿弥陀堂、奥院、子安塔、地主神社本殿、同拝殿、同総門（以上、重要文化財）

E.延暦寺

資産の立地、地形、自然、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・平安京の鬼門に位置する霊山に創建された立地 ・自然地形を巧みに利用した伽藍配置 ・山岳修行の場となる森林、地形
建築及び建築群の様式・技術	建築及び建築群は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・根本中堂（国宝） ・根本中堂廻廊、転法輪堂、戒壇院、瑠璃堂、相輪櫓、常行堂、法華堂、廊下、大講堂（以上、重要文化財）

F.醍醐寺

資産の立地、地形、自然、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・自然地形を巧みに利用した伽藍配置（上醍醐） ・山岳修行の場となる森林、地形 ・山麓に築かれた古典的な伽藍配置（下醍醐） ・三宝院における庭園と建築の一体的配置
庭園の様式・技術	庭園は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・三宝院庭園（特別名勝）
建築及び建築群の様式・技術	建築及び建築群は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・薬師堂、清瀧宮拝殿、五重塔、金堂、三宝院殿堂表書院、三宝院唐門（以上、国宝） ・清瀧宮本殿、中門、開山堂、如意輪堂、三宝院殿堂玄関、三宝院殿堂勅使の間、秋草の間及葵の間、三宝院殿堂宸殿、三宝院殿堂庫裏、三宝院殿堂純浄観、三宝院殿堂護摩堂、三宝院宝篋印塔（以上、重要文化財）

G.仁和寺

資産の立地、地形、自然、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・平安京に隣接する山麓に建設された位置
建築及び建築群の様式・技術	建築及び建築群は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・金堂（国宝） ・五重塔、観音堂、中門、二王門、鐘楼、経蔵、御影堂、御影堂中門、九所明神本殿中殿、九所明神本殿左殿、九所明神本殿右殿、本坊表門、遼廊亭、飛濤亭（以上、重要文化財）

H.平等院

資産の立地、地形、自然、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・山を望む川沿いの景勝地に建設された位置 ・西方浄土を示す、東面する鳳凰堂と周囲の園池の一体的配置
庭園の様式・技術	庭園は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・平等院庭園（名勝）
建築及び建築群の様式・技術	建築及び建築群は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・鳳凰堂中堂、鳳凰堂翼廊（北）、鳳凰堂翼廊（南）、鳳凰堂尾廊（以上、国宝） ・観音堂（重要文化財）

I.宇治上神社

資産の立地、地形、自然、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・川沿いの山麓に建築された位置
建築及び建築群の様式・技術	建築及び建築群は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・本殿、拝殿（以上、国宝） ・摂社春日神社本殿（重要文化財）

J.高山寺

資産の立地、地形、自然、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・人里離れた山中に建設された位置
建築及び建築群の様式・技術	建築及び建築群は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・石水院（国宝） ・宝篋印塔、如法経塔（以上、重要文化財）

K.西芳寺

資産の立地、地形、自然、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水が豊富な谷間に建設された位置 ・山麓の自然環境
庭園の様式・技術	庭園は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・西芳寺庭園（特別名勝） ・自然地形を巧みに利用した変化に富む地割
建築及び建築群の様式・技術	建築及び建築群は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・湘南亭本家、湘南亭待合及廊下（以上、重要文化財）

L.天龍寺

資産の立地、地形、自然、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・山を背景とする川沿いの建設位置 ・建物と庭園の一体的配置 ・築山に見立てた自然の地形
庭園の様式・技術	庭園は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・天龍寺庭園（特別名勝）

M.鹿苑寺

資産の立地、地形、自然、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・山を背景とし、園池と隣接する楼閣（金閣）の一体的配置 ・背景となる山林景観
庭園の様式・技術	庭園は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・鹿苑寺庭園（特別名勝）

N.慈照寺

資産の立地、地形、自然、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・山を背景とし、園池と隣接する楼閣（銀閣）の一体的配置 ・背景となる山林景観
庭園の様式・技術	庭園は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・慈照寺庭園（特別名勝）
建築及び建築群の様式・技術	建築及び建築群は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・銀閣、東求堂（以上、国宝）

O.龍安寺

資産の立地、地形、自然、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・山麓の景勝地に建てられた立地
庭園の様式・技術	庭園は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・龍安寺方丈庭園（特別名勝） ・自然を極限まで圧縮した空間 ・龍安寺庭園（名勝）
建築及び建築群の様式・技術	建築及び建築群は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・本堂、玄関（以上、重要文化財）

P.本願寺

資産の立地、地形、自然、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・信者が参集するために市中に建設された位置 ・我が国最大級の規模を有し、多数の信者を迎えるために計画された大規模建築群の配置
庭園の様式・技術	庭園は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・本願寺大書院庭園（特別名勝） ・滴翠園（名勝）
建築及び建築群の様式・技術	建築及び建築群は以下を対象とする： <ul style="list-style-type: none"> ・阿弥陀堂（本堂）、御影堂（大師堂）、書院、黒書院、伝廊、北能舞台、唐門、飛雲閣（以上、国宝） ・玄関、浪之間、虎之間、太鼓之間、浴室、廻廊、北能舞台、鐘楼、能舞台、橋掛（以上、重要文化財）

Q.二条城

<p>資産の立地、 地形、自然、 配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将軍の宿泊及び御所の守護を目的として市中に造営された立地 ・ 二の丸御殿においては、建物と庭園の一体的配置
<p>庭園の様式・ 技術</p>	<p>庭園は以下を対象とする：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二条城二の丸庭園（特別名勝） ・ 豪壮な建築群と派手な石組みの調和
<p>建築及び建築 群の様式・技 術</p>	<p>建築及び建築群は以下を対象とする：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二の丸御殿遠侍及び車寄、二の丸御殿式台、二の丸御殿大広間、二の丸御殿蘇鉄の間、二の丸御殿黒書院、二の丸御殿白書院（以上、国宝） ・ 本丸櫓門、袖塀、本丸御殿玄関、本丸御殿御書院、本丸御殿御常御殿、本丸御殿台所及び雁之間、二の丸御殿唐門、二の丸御殿築地、二の丸御殿台所、二の丸御殿御清所、廊下、二の丸東大手門、名門塀、二の丸北大手門、多門塀、二の丸西門、多門塀、二の丸東南隅櫓、多門塀、二の丸東南隅櫓北方多門塀、二の丸西南隅櫓、多門塀、二の丸土蔵、二の丸土蔵(北)、二の丸土蔵(南)、二の丸鳴子門、袖塀、二の丸桃山門、二の丸北中仕切門、二の丸南中仕切門（以上、重要文化財）